

安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全の維持：予防外交手段の最大限の利用：アフリカにおける見通しと課題」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年7月16日に開催された、安全保障理事会の第6360回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従って国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認する。安保理は、憲章第33条および34条を想起し、また、平和的手段による紛争の解決に対する安保理の公約およびその継続が国際の平和および安全を脅かす虞のある紛争または事態に対応する必要な予防的措置の促進に対する安保理の公約を再確認する。

安全保障理事会は、紛争の予防が依然として加盟国の主要な責任のままであることを想起する。そのようなものとして、国際連合により紛争防止の枠組内で取られた行動は、各国政府の紛争防止の役割を、適宜、支援しまた補完するために考えられなければならない。

安全保障理事会は、国際の平和および安全に関係するその任務に一致して、紛争のサイクルのあらゆる段階に、また、武力紛争への紛争の拡大または武力紛争に逆戻りすることを防止する方法を探求する方法に、安保理が従事し続けることを求めることに留意し、また、安保理は、憲章第99条および第35条に従って、事務総長またはいずれかの加盟国は、国際の平和および安全の維持を危うくする虞のある事項について、安保理の注意を促すことができることを想起する。

安全保障理事会は、早期警戒、予防外交、予防的展開、仲介、実践的な武装解除措置および紛争後の平和構築は、相互に依存しておりまた包括的紛争予防戦略の補完的構成要素であることを想起する。安保理は、包括的対話、和解および再統合を通じた平和の創設および維持の重要性に留意する。

安全保障理事会は、紛争の防止と解決および平和構築における女性の重要な役割を再確認し、また、平等な参加、代表および予防外交の取組並びに決議1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)および1889(2009)に一致した紛争解決および平和構築に関連した全ての関係する意思決定過程における女性の十分な関与に対する安保理の呼びかけを、くり返し表明する。

安全保障理事会は、武力紛争の防止のための作業上且つ構造上の措置を含む包括的戦略の重要性を承認し、また持続的平和を確保するために紛争の根底にある原因に対処する措置の開発を奨励する。安保理は、これに関連した、国際連合の中心的役割を再確認する。

安全保障理事会は、アフリカにおける紛争を扇動し、悪化させまたは長引かせた役割を果たした様々な要因または原因、また、とりわけ安保理によって強調されまた対処されてきた要因および原因、に関する安保理の従前の議長声明を想起する。安保理は、特にアフリカの文脈において、効果的な治安部門改革計画の履行、人権の強化および法の支配、文民保護、説明責任の確保、持続的な経済開発と貧困根

絶における意味ある発展、選挙に対する支援および民主的制度と、なかんずく、小型武器の効果的統制の構築は、紛争予防の重要な要素となってきたことに、留意する。

安全保障理事会は、過去 10 年以上の平和維持活動により要求された物質的、人的および財政的資源の増加を、また認識する。従って、安保理は、政治的、安全保障、開発、人権および法の支配の活動間の相互関係を強調する、平和維持活動および平和構築活動の方式への対処方法と類似した予防的な外交努力への統合的な対処方法を通して達成され得る、潜在的な利益と有効性を承認する。

安全保障理事会は、憲章第Ⅷ章に従った地域的取極を通して地方的紛争の平和的解決の発達を奨励し、また、紛争予防に関して地域的および準地域的機関、とりわけアフリカ連合、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)、南部アフリカ開発共同体 (SADC)、東アフリカ共同体、政府間開発機構および中部アフリカ諸国開発経済共同体の取組に対する安保理の支援をくり返し表明する。安保理は、仲介、情報収集と分析、早期警戒、予防、平和工作の予防的外交の道具に関する国および地域の能力を構築する国際連合とアフリカの地域的および準地域的機関との間のより緊密且つ活動的な協力の必要性を承認し、またこの文脈において、安全保障理事会は UNOWA のような地域の国連事務所が果たす重要な役割を認識し、また、一貫性、相乗作用およびその取組の集団的有効性を確保するための、長老理事会、賢人会議および事務総長並びに彼の特別使節の調停のような調停能力および地域的および準地域的機関の価値ある貢献を強調する。

安全保障理事会は、継続的に従事する、国連事務局、地域的および準地域的機関並びに調停を含む予防外交の取組における国の政府の潜在的および現存する能力と可能性の重要性を強調し、また、紛争の平和的解決への地域的対処方法の促進を歓迎する。

安全保障理事会は、平和構築委員会（以下「同委員会」とする）の活動に対する安保理の支援を更にくり返し表明し、また同委員会とのより一層の調整の必要性を認識する。安保理は、予防外交の道具を自らの意思で最も効果的に使用することに関連した全ての関連国連機関とのより一層の一貫性の必要性を更に認識する。安保理は、紛争を予防する国の取組を支援し、国境を越えた脅威に対処する国連平和構築統合事務所の重要な役割を認識する。安保理は、国連の紛争管理構造に予防外交の実践を埋め込む過程につけ加える、アフリカにおける紛争予防と解決に関するアドホック作業グループの価値をまた認識する。これに関連して、安全保障理事会は、紛争予防と解決に関する問題における集団殺害の防止に関する事務総長特別顧問の役割を想起する。安保理は、意味ある予防外交の枠組に対する気運と見通しを持続するため、市民社会を含む、全ての関係者の十分な関与の必要性を強調する。

安全保障理事会は、紛争のサイクルを通じた、仲介を含む、予防外交の道具の使用を最大限に活用するための予測可能な、一貫性のある且つ時宜を得た財政的支援を確保するため、関連する二国間および多数国間援助提供者間の調整を含む、取組を向上する重要性を認識する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、国際連合システム内でまた地域的および準地域的機関とその他の関係者と協力して、予防外交の道具の使用を最大限に活用する最善の方法について勧告する報告書を、この声明の採択から 12 か月以内に、提出することを要請する。